

# 大野市国土強靱化地域計画

令和2年11月 策定

令和4年3月 修正



この計画は、SDGsが掲げる持続可能な開発目標のNo.11、13の達成に貢献し、持続可能な社会の実現を目指します

# 目次

1	計画の策定の背景と趣旨・位置付け・期間.....	1
(1)	計画の策定の背景と趣旨 .....	1
(2)	計画の位置付け .....	1
(3)	計画期間 .....	1
2	強靱化の目標.....	2
(1)	基本目標 .....	2
(2)	事前に備えるべき目標.....	2
3	本市の地域特性.....	4
(1)	地勢.....	4
(2)	気候.....	4
(3)	地形の概要.....	4
(4)	地質の概要.....	5
(5)	交通.....	5
(6)	人口及び世帯数 .....	5
(7)	産業別人口構成 .....	5
(8)	災害の特性.....	6
4	想定する自然災害 .....	8
(1)	地震.....	8
(2)	風水害.....	8
(3)	雪害.....	8
5	被害想定.....	9
(1)	地震.....	9
(2)	風水害.....	9
(3)	雪害.....	9
6	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） .....	10
7	脆弱性の評価・推進方針・重要業績指標（KPI） .....	11
(1)	人命の保護.....	11
(2)	物資輸送、救助・救急、医療活動等の迅速な対応.....	19
(3)	行政機能の確保 .....	23
(4)	情報通信機能・情報サービスの確保.....	24
(5)	経済活動の維持 .....	25
(6)	ライフライン（電気、上下水道、燃料、交通ネットワーク等）の確保 .....	26
(7)	制御不能な二次災害の防止 .....	30
(8)	地域社会・経済が迅速に再建・回復.....	34
8	計画の推進体制・進捗管理・改訂 .....	36
(1)	計画の推進体制 .....	36
(2)	進捗管理 .....	36
(3)	計画の改訂.....	36



# 1 計画の策定の背景と趣旨・位置付け・期間

## (1) 計画の策定の背景と趣旨

東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 年 12 月、国は「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を制定し、平成 26 年 6 月に「国土強靱化基本計画」を策定した。それを受け、福井県においては、平成 30 年 10 月に「国土強靱化地域計画」を策定した。

本市においても、法の趣旨を踏まえ、どのような災害が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも住み続けられる「強靱な地域」をつくりあげるため、「大野市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定する。

## (2) 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づき策定する「国土強靱化地域計画」であり、本市の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画とする。

また、本市における国土強靱化に関しては、大野市総合計画との調和を図りながら、地域防災計画をはじめとする各分野別計画の指針とするものである。



## (3) 計画期間

本計画の期間は中長期的な視点の下で施策を推進する国の方針に基づき、計画策定後、おおむね 5 年の令和 7 年度とする。

ただし、それ以前であっても、国の動向や社会情勢等の変化等により、必要に応じて改訂を検討する。

## 2 強靱化の目標

本計画の目標は、国の基本計画や県の地域計画との調和、第六次大野市総合計画との調和、そして地域防災計画を踏まえ、以下の4つの「基本目標」と8つの「事前に備えるべき目標」に設定する。

### (1) 基本目標

- ① 人命の保護が最大限に図られる
- ② 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する
- ④ 災害発生後の迅速な復旧・復興を可能にする

### (2) 事前に備えるべき目標

- ① 人命の保護
- ② 物資輸送、救助・救急、医療活動等の迅速な対応
- ③ 行政機能の確保
- ④ 情報通信機能・情報サービスの確保
- ⑤ 経済活動の維持
- ⑥ ライフライン（電気、上下水道、燃料、交通ネットワーク等）の確保
- ⑦ 制御不能な二次災害の防止
- ⑧ 地域社会・経済の迅速な再建・回復

### 参考

#### 大野市地域防災計画 防災ビジョン(計画書 I-1-12)

##### 第1 定義

防災ビジョンは、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、中長期的な視点のもとに、本市の防災施策の基本を定めるものである。

##### 第2 目標『災害に強いまちづくり』

市民の尊い生命と貴重な財産を守るため、都市計画、建築、道路、河川、上下水道等行政機関と、民間のライフライン関係機関との連携を保ち、災害発生時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針とする。治山・治水事業を積極的に促進するとともに、「自助、共助、公助」がバランスよく機能するよう、防災組織の整備及び情報連絡体制の充実を図り、自主防災組織の育成、他団体との相互応援協定の締結、災害非常用物資の計画的備蓄等、災害に強い安全な都市基盤の確立を総合的に推進する。

### 将来像

第六次大野市総合計画は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間を期間とした、まちづくりの目標と方向を示した大野市の最上位計画であり、市民や各種団体などが主体的にまちづくりに取り組む上での指針であるとともに、国や県などとの連携を図るための指針でもあります。

人口減少や少子化、高齢化が急速に進んでいる大野市において、将来に渡って持続可能なまちづくりを実現するためには、市民や団体、企業、行政がそれぞれの力を結集し、あらゆる方策に取り組むことが重要です。

このため、この総合計画では、大野市民憲章と大野市教育理念を恒久的なまちづくり、人づくりの理念としながら、令和12年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であるSDGsの考えを取り入れ、私たちが目指す10年後のまちの将来像を次のように定めます。

「人がつながり地域がつながる 住み続けたい結のまち」

### 基本目標

「こども」分野	未来を拓く大野っ子が健やかに育つまち
「健幸福祉」分野	健幸で自分らしく暮らせるまち
「地域経済」分野	歴史・風土と新たな強みを生かした活力あるまち
「くらし環境」分野	豊かな自然の中で快適に暮らせるまち
「地域づくり」分野	みんなでつながり地域が生き生きと輝くまち
「行政経営」分野	結のまちを持続的に支える自治体経営

## 3 本市の地域特性

### (1) 地勢

本市は福井県東部に位置し、北は勝山市及び石川県、東と南は岐阜県、西は福井市及び今立郡池田町とそれぞれ接している。また、平成 17 年 11 月に大野郡和泉村を編入合併したことで市域の面積は 872.43k m<sup>2</sup> となり、福井県の面積(4,190.51k m<sup>2</sup>)の約 20%を占めることとなった。四方を山地で囲まれる地勢にあるため、その森林面積は約 87%と多く、平坦地は岐阜県境に源を発する九頭竜川に沿って発達した狭小な段丘や谷底平野と、その支川である真名川、清滝川及び赤根川が形成した大野盆地に限られる。

### (2) 気候

本市の気候は、北陸地方特有の日本海型気候で、多雨多湿地帯に属している。山地などの地形的な影響を受け、地域によって気象状況が変化するが、次のように概説される。

年平均気温は 13.3℃であり、月平均気温は 8 月の 26.0℃が最高で、1 月の 1.0℃が最低である。また、気温の日較差も他の地域より大きく、内陸型の特徴を示す。年平均降水量は 2,340mm で、山間部ほど降水量が多くなり、和泉地区では 2,731mm に達しており、全国平均の約 1,700mm を大きく上回っている。次に、月別降水量については、冬季の 12 月から翌年 1 月までと梅雨期の 7 月が多い。

本市は、昭和 51 年に特別豪雪地帯に指定されており、積雪の深さの最大は、月別に見ると 1 月の 83cm が大きく、2 月の 82cm がこれに続く。山間に位置する和泉地区ではさらに積雪が深く、1 月～3 月の月別の積雪の深さの最大は 100cm を超え、日本でも有数の豪雪地帯である。

### (3) 地形の概要

本市でみられる地形は、山地、段丘及び低地に大別される。山地（標高 170～1,500m）は大野盆地の周囲を占め、北東部は加越山地、南部は越美山地、西部は越前中央山地が連なり、盆地と接している。

また、盆地のほぼ半分の面積を占める段丘（中・低位面）は、盆地中央部を北流する真名川以東の地域と市街地の南部に分布し、真名川以東の段丘は岩屑雪崩（火山性の泥流堆積物）から構成される。低地は九頭竜川・真名川・清滝川によって形成された堆積面で、真名川が形成した大野盆地の扇状地面は、昭和 40 年 9 月の洪水時に浸水した。

#### (4) 地質の概要

大野盆地の四囲の山地を構成する地質は、飛騨片麻岩・結晶片岩から成る変成岩類、砂岩・頁岩等の堆積岩、これらを通る花崗岩・閃緑岩、または上記の諸岩層を被覆する安山岩及び火山性碎屑岩類等から構成される。大局的には、中生代より古い地層は大野盆地の東～南域に分布し、新第三紀以降の安山岩やこれに伴う火山性碎屑岩類は盆地の北～西域に広く分布する。

なお、本市のほぼ中心に位置する荒島岳は、深田久弥の「日本百名山」の1つにも選ばれ、従来は第四紀の火山とされていた。しかしながら、現在は約2,000万年前（新第三紀中新世）にできた直径約15kmの成層火山の中央部が、長径7.5kmの楕円状に陥没した地質構造（コールドロン）であることが判明し、荒島岳コールドロンと呼ばれている。

#### (5) 交通

本市の主要な交通機関として、JR越美北線が大野盆地のほぼ中央を北西～南東方向に走り、大野市朝日の九頭竜湖駅に至る。また、主要道路としては、国道158号がほぼJR越美北線に沿って走り、油坂峠を経て岐阜県に通じる。

さらに、国道157号が大野盆地をほぼ南北に真名川に沿って走り、温見峠を経て岐阜県に至る。このほか、長野県松本市を起点に福井市に至る中部縦貫自動車道の整備が進められ、市内では、中部縦貫自動車道の一部を構成する永平寺大野道路が平成29年7月に供用開始し、現在は、大野油坂道路の整備が進められている。

#### (6) 人口及び世帯数

平成27年国勢調査による本市の人口は33,109人で、世帯数は10,698世帯である。国勢調査の結果から、昭和60年以降の人口及び世帯数の動向をみると、世帯数はほぼ横ばいとなっているものの、人口は減少傾向にある。

一方、年齢別の人口構成をみると、65歳以上の高齢人口が総人口の約34%に達し、0～14歳の幼少年齢人口は11%余りにとどまっており、少子化・高齢化が一層進展している状況にある。

#### (7) 産業別人口構成

本市の産業別人口構成は、平成27年において第1次産業が8.8%、第2次産業が31.4%、第3次産業が59.5%となっている。産業別には製造業の19.2%が最も多く、次いで医療・福祉の14.9%、卸売・小売業の13.3%、建設業の12.2%と続き、これら4種の産業で就業人口の約60%が占められる。



## (8) 災害の特性

### 風水害

過去に本市で発生した風水害のうち、戦後の特筆すべき災害として、昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風（特に旧和泉村が罹災）、昭和 40 年 9 月の奥越豪雨（特に旧西谷村が罹災）、平成 16 年 7 月の福井豪雨がそれぞれ挙げられる。

また、その他の風水害も台風や梅雨前線の活動に起因して発生した事例が多いほか、本市は積雪の多い地域に当たるため、融雪時の河川氾濫や水路等が雪で閉塞して浸水被害をもたらす特殊な水害も発生している。

しかし、水害の発生については、河川水位等の自然的状況、堤防・排水路・下水道整備等の社会的状況に大きく影響されるため、災害をもたらした降水量と被害の明確な関係を見いだすことは難しい。

なお、上述した昭和に起こった大規模水害の後に完成した九頭竜ダム及び真名川ダムにより、本市での大規模な風水害の発生は減少している。



(写真) 昭和 40 年奥越豪雨



(写真) 平成 16 年福井豪雨

### 土砂災害

本市で発生した土砂災害は、台風や梅雨前線の活動に伴う暴風雨、集中豪雨等、風水害と同時に土砂災害が発生している事例が多く、特に昭和 36 年の第二室戸台風による増水では、北美濃地震で地盤がゆるんでいたこともあり、市北東部の打波川及びその支川の流域で大規模崩壊が発生している。

また、昭和 40 年 9 月は、台風第 23 号・第 24 号と集中豪雨により、県内では大きな災害が発生し、特に集中豪雨に見舞われた 14 日から 15 日にかけて大量の土砂の流入や山腹崩壊が生じ、旧西谷村上笹又地区及び中島地区では壊滅的な打撃を受けた。

なお、市域の南部を占める山地は、手取層群と称される砂岩や頁岩を主とする堆積岩類と、これを貫き被覆する中生代～新生代の火成岩類が広く分布するため、基盤岩類の風化や揺乱の程度が著しく、山間部の崩壊の激しさの一因ともなっている。

## 雪害

---

本市で記録される雪害として、戦後では昭和 38 年豪雪、56 年豪雪、59 年豪雪、平成 18 年豪雪が挙げられ、最近では平成 30 年の豪雪災害が記憶に新しい。

雪害の特徴としては、大雪によるものと雪崩による被害が各々発生している。

さらに、近年、人口減少による空き家の増加や高齢者世帯の増加等による屋根雪下ろし困難世帯の増加が原因となり、屋根雪下ろしができないことによる住宅倒壊など建物災害の発生にも配慮が必要となっている。

また、降雪を起因とした本市の特殊な事例として、井戸枯れが挙げられる。市街地では生活用水として地下水を利用しており、各々の家庭に自家用の井戸が設けられているが、昭和 51 年から 52 年、56 年の豪雪時には、地下水融雪により地下水位が急激に低下し、大規模な井戸枯れを引き起こした。



(写真) 昭和 56 年豪雪

## 地震災害

---

本市で記録される地震災害は少ないが、古くは濃尾地震（明治 24 年 10 月 28 日）で大きな人的被害、建物被害が記録されている。また、昭和 36 年 8 月 19 日の北美濃地震においても多数の建物被害が生じている。

なお、濃尾地震で活動したとされる根尾谷断層や温見断層は、市域及びその近傍を通過する活断層であり、大野盆地の南縁には、鳩ヶ湯一小池断層、佐開断層、木落断層、宝慶寺断層などが分布する。

## 4 想定する自然災害

本市における自然災害の想定は、過去に発生した大規模自然災害の特性を教訓に、今後発生が想定され、市民生活や社会経済に甚大な影響を及ぼす以下の3つの自然災害を想定した。

なお、以下の災害は、単独で発生するだけでなく、同時または連続して発生する複合災害により、甚大な被害をもたらす可能性があることも想定している。

### (1) 地震

本市における想定地震は、大野盆地の南縁をおおむね東西に通過する宝慶寺断層と、大野市南西部の岐阜県境を南東―北西方向に通過する温見断層を震源とする地震を参考とした。

- ・ 大野地区 : 想定地震規模 最大マグニチュード 7.0  
想定震度 4～6強
- ・ 和泉地区 : 想定地震規模 最大マグニチュード 7.0  
想定震度 5強～6弱

### (2) 風水害

令和2年10月に作成した大野市総合防災マップ（ハザードマップ）に基づき、洪水浸水想定区域図の想定最大規模（おおむね1,000年に1回程度の大雨）の雨量を想定した。

- ・ 九頭竜川（上流）流域：2日間の総雨量が641mm
- ・ 九頭竜川（中流）流域：2日間の総雨量が652mm
- ・ 真名川流域：2日間の総雨量が776mm
- ・ 清滝川流域：1日間の総雨量が802mm（計画規模241mm）
- ・ 赤根川流域：1日間の総雨量が785mm（計画規模241mm）

### (3) 雪害

数十年に一度の降雪量となる大雪により大雪特別警報が発令される際の降雪量を想定した。

- ・ 大野地区 : 累積する積雪の深さが238cm
- ・ 和泉地区 : 累積する積雪の深さが311cm

## 5 被害想定

### (1) 地震

大野市地域防災計画で想定している地震被害に基づき、以下の通り想定した。

項目		大野地区	和泉地区
建物被害	全壊棟数	1,500棟	5棟
	半壊棟数	860棟	—
火災被害	出火	3箇所	0箇所
	焼失	710棟	—
人的被害	死者	170人	0人
	負傷者	310人	20人
	避難者	4,000人	25人
ライフライン	上水道	342人	10人
	下水道	344人	—
	農集排	85人	—

### (2) 風水害

ハザードマップの洪水浸水想定区域図のうち、想定最大規模降雨時に住宅の2階以上浸水する恐れがあり、避難対象となる行政区の全世帯数及び人口（令和2年9月末時点）を抽出し、以下の通り想定した。

避難対象世帯数	避難対象人口
784世帯	1,971人

### (3) 雪害

平成18年豪雪の災害（冬期累積積雪量 803cm）を基に、以下の通り想定した。

- ・ 人的被害：36人の死傷者が発生
- ・ 住家の損壊：132件（その他非住家の損壊：132件）
- ・ 屋根雪下ろし支援対象世帯：1,000世帯
- ・ JR越美北線、京福バス、まちなか循環バスの運休：1週間
- ・ 雪崩による国道158号（大野～和泉）の通行止め：延べ1週間

## 6 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

国の基本計画で定められている45項目の「リスクシナリオ」に基づき、本市の地域特性を踏まえて、以下の24項目を設定した。

事前に備えるべき目標	No.	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)
1 人命の保護	1	(1-1) 大規模地震による住宅・建物や不特定多数が集まる施設の倒壊や火災による多数の死傷者の発生
	2	(1-2) 大雪による地域交通・輸送ルートへの分断、住宅・建物等の倒壊
	3	(1-3) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	4	(1-4) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
	5	(1-5) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 物資輸送、救助・救急、医療活動等の迅速な対応	6	(2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資供給の停止
	7	(2-2) 避難所の運営機能崩壊・長期にわたり避難所生活を強いられる事態
	8	(2-3) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	9	(2-4) 被災等による医療機能の麻痺や避難所等における疫病・感染症の大規模発生
3 行政機能の確保	10	(3-1) 行政機関の職員・施設の被災による機能の大幅な低下
4 情報通信機能・情報サービスの確保	11	(4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
5 経済活動の維持	12	(5-1) 人材・資源の不足等により企業等の社会経済活動が停滞する事態
6 ライフラインの確保（電気、上下水道、燃料、交通ネットワーク等）	13	(6-1) 電力・燃料の長期間にわたる供給停止
	14	(6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止
	15	(6-3) 自然災害による地下水利用に関する障害の発生
	16	(6-4) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	17	(6-5) 交通ネットワークの機能停止
7 制御不能な二次災害の防止	18	(7-1) 市街地での大規模火災の発生
	19	(7-2) ダム、防災施設、ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	20	(7-3) 危険物等の大規模拡散・流出
	21	(7-4) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8 地域社会・経済の迅速な再建・回復	22	(8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	23	(8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	24	(8-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

## 7 脆弱性の評価・推進方針・重要業績指標（KPI）

国等が実施した評価手法やガイドラインを参考に、本市における評価を実施した。

具体的には、リスクシナリオごとに現行の施策を抽出し、各施策の取組状況や課題について、分析・評価を行った。

また、脆弱性の評価結果に基づき、推進方針（対応方策）を定めるとともに、成果・進捗状況を図る重要業績指標（KPI）を設定した。重要業績指標は、「指標名、【単位】、基準値（基準年）⇒ 目標値（目標年）」として記載している。

効果的かつ効率的に施策を推進するために、優先順位の高い取り組みを設定し重点化を図っていく。具体的には、24のリスクシナリオのうち、影響の大きさ、緊急度、市の役割の大きさの観点から、特に重点的に取り組むべきプログラムを15項目選定した。選定したプログラムについては、以下リスクシナリオのタイトルを『網掛け』し表示している。

### (1) 人命の保護

#### No.1 (1-1) 大規模地震による住宅・建物や不特定多数が集まる施設の倒壊や火災による多数の死傷者の発生

脆弱性の評価	推進方針
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市民に対し、住宅の耐震化の必要性和支援制度の周知を強化し、住宅の耐震化を促進する必要がある。</li> <li>2. 耐震診断が義務付けられた病院、店舗、旅館等の不特定多数の人が利用する建築物や緊急輸送道路沿道の建築物、避難路沿道構築物などについては、耐震化や倒壊防止を促進する必要がある。</li> <li>3. 建物の更新時期を捉えて、老朽化した建築物の建て替え等により、まちの耐震化を促進する必要がある。</li> <li>4. 住宅セーフティネットの根幹を担う市営住宅を適切に管理する必要がある。</li> <li>5. 官庁施設、学校施設、社会教育施設、体育施設、医療施設、社会福祉施設等については、耐震化を徹底するとともに、避難所となる小中学校等については、窓ガラスの飛</li> </ol>	<p><b>①住宅・建築物等の耐震化</b></p> <p>ア 「大野市建築物耐震改修促進計画」に基づき、建物の耐震診断や耐震改修などへの支援策を充実させるとともに、その周知を強化し耐震化を促進する。</p> <p>イ 「大野市公共施設等総合管理計画」等に基づき、市有施設の耐震化と長寿命化を推進する。</p> <p><b>②避難場所等の確保</b></p> <p>ウ 指定緊急避難場所となる都市公園や避難路沿いの街路樹を適切に維持管理するとともに、電柱の占用制限や無電柱化などを検討する。</p> <p><b>③地域防災力の強化</b></p> <p>エ 消防団の人員確保に努めるとともに、教育訓練や装備など活動環境の充実を図る。</p>



散防止対策や非構造部材の耐震化など、施設の防災機能を強化する必要がある。

6. 大規模地震の発生に備え、指定緊急避難場所となる都市公園を適切に維持管理更新する必要がある。
7. 各地区での避難場所に加え、観光客が多く集まる中心市街地においても、指定緊急避難場所を確保する必要がある。
8. 倒木の恐れのある街路樹の対策や沿道建物の耐震化に加えて、電柱の占用制限や無電柱化の検討など、避難路の通行を妨げないための取り組みを推進する必要がある。
9. 消防団を中核とした地域防災力の充実・強化を図るため、必要な人員を継続して確保するとともに、消防団の装備や教育訓練の充実を図る必要がある。
10. 大規模災害や特殊災害に備え、消防職員や消防団員の災害対応能力の向上を図る必要がある。
11. 大規模災害や特殊災害に備え、消防団の大規模災害団員または機能別団員を確保する必要がある。
12. 自主防災組織と消防団との連携を確立し、地域防災力の充実・強化を図るため、防災士など必要な人員を確保するとともに、自主防災組織の装備や教育訓練の充実を図る必要がある。
13. 公助の手が回らないことも想定し、住民や企業等の自発的な消防・防災活動に関する地区防災計画制度の普及・啓発を行い、計画策定を促進する必要がある。
14. 学校への登下校中等に大災害が発生するなど、様々な場面が想定されるため、学校だけでなく地域の協力を得ながら、実践的な

オ 消防職員や消防団員の災害対応能力を向上させるため、県消防学校等での教育訓練を推進する。

カ 消防団について、大規模災害団員または機能別団員制度の導入を検討し、大規模災害時の団員確保に努める。

キ 地域防災力の強化を図るため、自主防災組織の活動の活性化に向けた支援を強化する。

ク 研修などを通じて地区防災計画制度の普及・啓発を図り、地域住民の防災意識の高揚を図る。

ケ 地域、学校、行政が協力し、児童・生徒の防災・防犯教育を実施する。

コ 児童福祉施設等における災害対応マニュアルの策定や防災教育訓練を促進する。

#### ④住民等への情報伝達の強化

サ 災害発生時に適切な情報を正確かつ迅速に伝えるため、情報伝達手段の充実を図る。

#### ⑤防火体制の強化

シ 大規模災害を想定した警防計画を策定するとともに、受援計画に基づく広域的な訓練を実施する。

ス 市民や事業所に対する防火意識の高揚を図るとともに、消防団協力事業所等と連携した訓練を実施し、災害対応力を強化する。

セ 事業所に対する立入検査を実施し消防用設備等の適正管理を促すとともに、事業所による自衛消防訓練を指導し自衛消防組織の強化を図る。

ソ 大規模事業所や医療福祉施設に対し、近隣地区と災害時における協力体制の構築を図る。

<p>防災教育を実施し、児童・生徒自身が自分の身を守る力を身に付けていく必要がある。</p> <p>15. 児童福祉施設等において、利用児童等の安全を確保するため、各種災害に備えたマニュアルの作成と防災教育訓練の充実を図る必要がある。</p> <p>16. 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達や、SNS（※1）をはじめとしたICT（※2）の活用による情報共有などの情報通信関係施策を推進する必要がある。</p> <p>17. 大規模災害から人命を保護するための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されるため、広域的な連携体制を構築するとともに、救助救護訓練等の被災者救助、捜索関係施策を推進する必要がある。</p> <p>18. 事業所からの火災発生の危険があるため、自衛消防組織の強化を図る必要がある。</p> <p>19. 大規模火災に対応するため、大規模事業所は近隣地区と災害時における協力体制を構築する必要がある。</p> <p>20. 大規模地震や多様な災害に対応するため、消防車両や防火水槽などの消防施設・設備の整備を計画的に推進する必要がある。</p>	<p>タ 大規模地震や多様な災害に対応するため、消防車両や資機材、確実な水源となる耐震性貯水槽を計画的に整備する。</p>
	<p><b>重要業績指標(KPI)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 住宅の耐震化【%】 73.6（R2） ⇒ 80.0（R7）</li> <li>■ 公共建築物のうち多数の者が利用する特定建築物の耐震化【%】 94.7（R2） ⇒ 97.2（R7）</li> <li>■ 自主防災組織の活動率【%】※ 20（R1） ⇒ 100（R7） <small>※全自主防災組織のうち、活動した組織数の累計</small></li> <li>■ 消防団員の充足率【%】 96（R1） ⇒ 100（R7）</li> <li>■ 大規模災害警防計画の策定 無（R1） ⇒ 有（R4）</li> <li>■ 消防水利の充足率【%】 58.4（R1） ⇒ 65（R7）</li> </ul>

※1 ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと

※2 インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーの略で、通信技術を活用したコミュニケーションのこと

No.2(1-2) 大雪による地域交通・輸送ルートの分断、住宅・建物等の倒壊	
脆弱性の評価	推進方針
<p>1. 道路交通の麻痺を回避するため、消雪施設の計画的な維持管理・更新を行う必要がある。</p> <p>2. 大雪時の雪崩等による国道や主要県道の寸断を防ぐため、国や県などと連携を強化し、</p>	<p><b>①大雪時における道路管理体制の強化</b></p> <p>ア 道路等の消雪施設を計画的に維持管理・更新する。</p> <p>イ 避難路と緊急車両の通行を確保するため、道路・橋等を計画的に維持管理・更新する</p>



- 幹線道路交通網を確実に確保する必要がある。
3. 雪害等の災害時に道路啓開等を担う建設業や除雪事業者の担い手の確保と育成の観点から、就労環境の改善等を促進する必要がある。
  4. 豪雪や極端な暖冬小雪など予測不能な降雪状況により除雪業務収入が不安定な状況の中、除雪事業者の弱体化を防ぐとともに、建設業以外の異業種企業の参入を促進し、除雪機動力を維持する必要がある。
  5. 担い手が不足する除雪オペレータについて、養成するなどし確保を促すとともに、除雪機械の適正な維持管理と適時更新を行い、除雪体制を維持する必要がある。
  6. GPS機能を活用した除雪機械運行管理システムや自動運転技術等を導入することにより、除雪技能の継承や効率的な除雪業務を進める必要がある。
  7. 地域における雪かきは、自助・共助が基本となり、特に近隣での助け合いが有効なため、共助の重要性について、市民一人一人の協力が得られるよう周知と啓発を行う必要がある。
  8. 大雪時の公共交通(JR・バス・乗合タクシー)の運行を確保するため、事業者や県などの連携体制の強化を図る必要がある。
  9. 大雪時の列車の全面運休を回避するため、鉄道事業者(JR)は、雪に関する情報をきめ細やかに収集し、除雪計画を策定して運転計画を立てる必要がある。
  10. バス運行に必要な道路幅員を確保するため、バス事業者は、危機管理に対する対応の見直しや道路管理者との情報共有を徹底する必要がある。

とともに、幹線道路等の整備促進に努める。

- ウ 雪崩による災害を未然に防止するため、雪崩災害の恐れがある箇所のパトロールを実施し、管理体制の強化に努める。

## ②除排雪体制の確保

- エ 除雪委託単価等の適正な見直しを適時行うなど、除雪業者の弱体化を防ぐとともに、建設業以外の異業種企業の参入を促進し、除雪機動力の維持に努める。
- オ 除雪業務を紹介するイベントや養成講座等を開催し除雪オペレータの確保に努めるとともに、除雪機械の適正な維持管理と適時更新を行い、除雪体制の維持に努める。
- カ GPS機能を活用した除雪機械運行管理システムや自動運転技術等を調査研究し、導入することにより除雪技能の継承や効率的な除雪業務を推進する。
- キ 克雪市民会議を開催し、市民や行政、関係機関などの協力体制を構築し、雪に強いまちづくりを推進する。

## ③公共交通等の運行確保

- ク 大雪時の公共交通(JR・バス・乗合タクシー)の運行を確保するため、事業者においては情報収集を行い運転計画を立てるとともに、市は事業者や県などとの連携体制の強化を図る。

## ④空き家対策

- ケ 空き家所有者への適切な管理を促すとともに、老朽危険空き家等の除却への支援を行い、危険の排除に努める。

## ⑤燃料等の確保

- コ 軽油、ガソリン、灯油などの燃料について、円滑に供給できる体制を構築する。

<p>11. 大雪により住宅等が倒壊する危険性があるため、老朽危険空き家等の除却を促進する必要がある。</p> <p>12. 大雪時においても除雪車の軽油や市民へのガソリン、灯油などの供給が滞ることがないように、燃料の搬入路を確保するとともに、燃料の在庫情報を収集する必要がある。</p> <p>13. 大雪時の火災に備え、消防団及び自主防災組織と連携し消防水利の確保に努める必要がある。</p> <p>14. 大雪時に必要な情報を適切かつ迅速に共有するため、国や県などの関係機関との連携体制を強化する必要がある。</p> <p>15. 暴風雪や豪雪等の被害を防ぐためには早期・適切な退避行動が重要であるため、平時から防災気象情報を利活用する取り組みを推進し、暴風雪や豪雪予測時には、不要不急の外出を抑制させる必要がある。</p> <p>16. 大雪時における交通の停滞を防ぐため関係機関の協力体制を強化するとともに、送配電の雪害対策や、復旧迅速化のための行政・自衛隊・電力会社との連携、復旧マニュアルの整備など、ハード・ソフト両面の対策を実施する必要がある。</p>	<p>サ 大雪時の火災に備え、消防水利の確保に努める。</p> <p><b>⑥関係機関の連携・情報共有</b></p> <p>シ 国や県などの関係機関との連携を強化し、大雪時における情報共有の迅速化を図る。</p> <p>ス 平時から防災気象情報の活用を推進し、暴風雪や豪雪予測時の市民の意識啓発や行動に繋げる。</p> <p>セ 大雪時における緊急車両の通行障害に対する協力体制の構築と、通行障害を想定した緊急車両の出場体制の強化を図る。</p>
	<p><b>重要業績指標(KPI)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 消雪施設補修箇所数【箇所】 0 (R1) ⇒ 6 (R7)</li> <li>■ 全市域の除雪機械の台数(民間含む)【台】 230 (R1) ⇒ 230 (R7)</li> <li>■ 総住宅数のうち空き家(その他)の割合【%】 (住宅・土地統計調査) 9.2 (R1) ⇒ 9.2未満 (R6)</li> </ul>

No.3 (1-3) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	
脆弱性の評価	推進方針
<p>1. 福井地方气象台では、大雨警報等の防災気象情報や、国・県が管理する河川について指定河川洪水予報を発表しており、これら情報とハザードマップを活用して、市民に対し防災情報の収集・伝達の方法や避難行動等について周知し、水害に対する危機管理意識の向上を図る必要がある。</p> <p>2. 身を守る行動の取り方等について理解を促</p>	<p><b>①浸水想定区域の周知</b></p> <p>ア ハザードマップ等を活用して、市民の危機管理意識の向上を図る。</p> <p>イ 研修などを通じて地区防災計画制度の普及・啓発を図り、地域住民の防災意識の高揚を図る。</p> <p>【再掲1-1-ク】</p>

すため、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じて、防災訓練や防災教育等を継続的に実施するとともに、住民等の自発的な防災活動に関する地区防災計画制度の普及・啓発を行い、計画策定を促進する必要がある。

3. 集中豪雨等に伴う大規模水害を未然に防ぐため、河川の浚渫、浸水常襲地域の河川整備や浸水対策事業を計画的に実施するとともに、国・県が実施する河川改修事業の促進を図る必要がある。
4. 既存の施設では防ぎきれない大洪水が必ず発生するとの考えに立ち、河川管理者を含めた協議会等において、減災のための目標を共有し、中小河川も含めた河川のハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進する必要がある。
5. 大規模災害を想定し、国・県・周辺市町と連携した広域的かつ実践的な訓練を実施し、防災力の強化を図る必要がある。
6. 多数の死者を発生させないため、救助救護訓練等の被災者救助、捜索関係施策を推進する必要がある。
7. 河川の氾濫などの大規模水害に対応するため、水難救助資機材を適正に維持管理する必要がある。
8. 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達や、SNSをはじめとしたICTの活用による情報共有などの情報通信関係施策を推進する必要がある。  
【再掲1-1-16】

## ②治水対策の推進

- ウ 大規模水害を未然に防ぐため、国や県が実施する河川改修事業を促進する。
- エ 本市が管理する支流（普通河川）について、河川の治水対策を目的とした計画的な浚渫を実施する。
- オ 既存の施設では防ぎきれない大洪水を想定し、流域のあらゆる関係者が協働して、河川のハード・ソフト対策や流域全体での持続可能な治水対策を行う流域治水を推進する。

## ③救助体制の強化

- カ 大規模災害を想定した警防計画を策定するとともに、受援計画に基づく広域的な訓練を実施する。  
【再掲1-1-シ】
- キ 多数の死者を発生させないため、救助救護訓練等の被災者救助や捜索関係施策を推進する。
- ク 水難救助資機材を計画的に更新整備し、装備の充実強化を図る。

## ④住民等への情報伝達の強化

- ケ 災害発生時に適切な情報を正確かつ迅速に伝えるため、情報伝達手段の充実を図る。  
【再掲1-1-サ】

### 重要業績指標(KPI)

- ハザードマップの世帯への周知率【%】※  
2 (R1) ⇒ 100 (R7)  
※公民館や地区での説明会等により世帯に周知できた割合

## No.4(1-4) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

脆弱性の評価	推進方針
<p>1. ハザードマップを活用し、警戒区域を有する地域において避難訓練を実施し、避難場所や避難経路、避難体制について住民への周知を図る必要がある。</p> <p>2. 森林が持つ水源涵養機能をより発揮し、土砂災害の防止や被害軽減を図るため、間伐、植林等の森林整備を促進する必要がある。</p> <p>3. 国・県と連携し、山地災害が発生する危険性の高い箇所の把握や保安林の指定、砂防・治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策の実施、出水時の流木を捕捉する流木捕捉式治山ダムの設置をはじめとした流木災害への対応等を通じて、事前防災・減災に向けた山地災害対策の強化を図る必要がある。</p> <p>4. 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達や、SNSをはじめとしたICTの活用による情報共有などの情報通信関係施策を推進する必要がある。 【再掲1-1-16】</p> <p>5. 多数の死者を発生させないため、救助救護訓練等の被災者救助、捜索関係施策を推進する必要がある。 【再掲1-3-6】</p>	<p><b>①土砂災害警戒区域の周知</b></p> <p>ア ハザードマップ等を活用して、市民の危機管理意識の向上を図る。【再掲1-3-ア】</p> <p><b>②森林の保全・整備の推進</b></p> <p>イ 土砂災害防止・被害軽減の観点からも、間伐、植林等の森林整備を促進する。</p> <p>ウ 国・県との連携により山地災害対策の強化を図る。</p> <p><b>③住民等への情報伝達の強化</b></p> <p>エ 災害発生時に適切な情報を正確かつ迅速に伝えるため、情報伝達手段の充実を図る。 【再掲1-1-サ】</p> <p><b>④救助体制の強化</b></p> <p>オ 多数の死者を発生させないため、救助救護訓練等の被災者救助や捜索関係施策を推進する。【再掲1-3-キ】</p> <p>カ 大規模災害を想定した警防計画を策定するとともに、受援計画に基づく広域的な訓練を実施する。【再掲1-1-シ】</p>
	<p><b>重要業績指標(KPI)</b></p>
	<p>■ 市有林(市行造林)間伐面積【ha】 23.6 (R1) ⇒ 181 (R7)</p>

## No.5 (1-5) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

脆弱性の評価	推進方針
<p>1. 音声で情報を伝達する防災行政無線や無線の放送内容を電話で聞けるサービス、携帯電話会社のサービスである緊急速報（エリア）メール、登録制防災メール、WEBサイ</p>	<p><b>①住民等への情報伝達の強化</b></p> <p>ア 災害発生時に適切な情報を正確かつ迅速に伝えるため、情報伝達手段の充実を図る。 【再掲1-1-サ】</p>



トやスマートフォンアプリケーションを利用した情報伝達など、災害情報を伝達する手段の多様化を図り、平時から市民に対して情報取得方法とその重要性を周知することが必要である。

2. 和泉地区においては、テレビやインターネットのほか、屋外放送など情報の多くを、本市が管理・運営するケーブルテレビネットワークに依存しているため、その代替となる伝達手段を検討する必要がある。加えて、ケーブルテレビを適切に維持管理し、迅速かつ確実に情報を提供していく必要がある。
3. 観光客等の来訪者に対して災害情報を伝達するため、市内の観光施設等へのWi-Fiの整備や、来訪者が気軽に使える防災用スマートフォンアプリケーション等の整備を推進する必要がある。
4. 市内に居住している外国人のために、公園等の指定緊急避難場所の案内表示を多言語化するなど、災害情報等を的確に伝達する必要がある。
5. 高齢者や障がい者などの災害時に特に配慮を要する要配慮者のうち、避難等に特に支援を要する避難行動要支援者について、迅速で円滑な支援が求められるため、地域における避難支援体制の構築と、対象者を掲載した名簿の作成・活用などの対策を促進する必要がある。
6. 自主防災組織の結成促進と育成指導を図り、自助・共助による地域防災の体制を構築する必要がある。
7. 小中学校の児童・生徒に対して、本市が実施する総合防災訓練への参加を促すとともに、学校で行う避難訓練に加えさまざまな学習場面を活用して、防災・防犯教育を進めていく必要がある。

イ 和泉地区について、ケーブルテレビを適切に維持管理し、迅速かつ確実に情報を提供していくとともに、デジタル化が進む中、最適な情報伝達手段を検討する。

ウ 観光施設等へのWi-Fi整備の充実を図る。

エ 外国人を含めた全ての市民に災害情報等を伝えるため、情報提供媒体の多言語化を促進する。

## ②地域防災力の強化

オ 地域による避難行動要支援者に対する見守り活動などの取り組みを支援し、避難支援体制の構築を促進する。

カ 地域防災力の強化を図るため、自主防災組織の活動の活性化に向けた支援を強化する。  
【再掲1-1-キ】

キ 災害発生時の適切な情報伝達手段として、消防団による避難広報体制の強化を図る。

ク 地域、学校、行政が協力し、児童・生徒の防災・防犯教育を実施する。  
【再掲1-1-ケ】

## 重要業績指標(KPI)

■ 防災メール登録者数【人】  
1,471 (R1) ⇒ 3,000 (R7)

## (2) 物資輸送、救助・救急、医療活動等の迅速な対応

### No.6 (2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資供給の停止

脆弱性の評価	推進方針
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各種団体や企業と締結している物資供給や物資搬送に関する災害時応援協定の実効性を高めるとともに、さらなる企業等との協定締結を推進する必要がある。</li> <li>2. 円滑に支援物資を輸送するため、関係機関と連携して体制を構築するとともに、ラストマイル（※）を中心とした訓練等を実施し、迅速かつ効率的な輸送に向けて取り組む必要がある。</li> <li>3. 被災地への円滑な物資供給を行うため、官民が連携した物資調達の仕組みを構築するとともに、災害関連情報の収集・提供を行うため、小型無人航空機の導入や早期に被害情報の把握等を行うシステムの構築・整備に向けた取り組みを推進する必要がある。</li> <li>4. 道の駅「越前おおの 荒島の郷」は、中京方面等からの受援機能を含む広域防災拠点として位置付け、防災機能を備えた施設として整備する必要がある。併せて、道の駅九頭竜は、和泉地区の非常時における物資の供給や備蓄の機能を有していることから、連携を図る必要がある。</li> <li>5. 物資の流通と受援体制を確保するため、本市と関東及び中京方面を結ぶ広域幹線道路となる中部縦貫自動車道の整備を促進する必要がある。</li> <li>6. 本市が管理する緊急輸送道路上の橋梁や緊急輸送道路沿道の建築物などの耐震化を推進する必要がある。</li> <li>7. 水道施設について、水道事業者等における耐震化計画の策定と施設の耐震化を推進する必要がある。</li> </ol>	<p><b>①物資供給等に係る連携体制の整備</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 災害発生時の物資供給や物資搬送に関して、各種団体や企業と協定を締結するなど連携を強化する。</li> <li>イ 円滑な物資供給を行うため、官民連携した調達の仕組みを構築し、訓練等を実施するとともに、情報収集や被害情報を把握できるシステムの改善に努める。</li> <li>ウ 円滑な受援体制を構築するため、適時、受援計画の見直しを図る。</li> </ol> <p><b>②物資供給等に係る施設等の整備</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>エ 道の駅「越前おおの 荒島の郷」を広域防災拠点として整備し、訓練の実施などにより防災機能の維持に努める。併せて、道の駅九頭竜について、非常時における物資供給等の連携を推進する。</li> <li>オ 中部縦貫自動車道大野油坂道路の整備を促進する。</li> <li>カ 本市が管理する緊急輸送道路上の橋梁や緊急輸送道路沿道の建築物などの耐震化を推進する。</li> <li>キ 水道施設の耐震化を推進する。</li> <li>ク 地下水の危機時を想定し、平時から代替水源や非常災害用井戸などについて、多様な観点で検討する。</li> </ol> <p><b>③非常用物資の備蓄</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>ケ 避難所における水やささまざまな食糧の確保と寒さや暑さ対策に配慮した備蓄の増強を図る。</li> </ol>

<p>8. 災害による停電時に各家庭の電動ポンプが作動せず、地下水のくみ上げが困難になることが想定されるため、平時から代替水源や非常災害用井戸などについて検討する必要がある。</p> <p>9. 避難所について、井戸や給水タンクの設置、非常用電源の設置など水の確保に向けた取り組みが必要である。</p> <p>10. 避難所について、寒さ・暑さ対策としてストーブや冷風機等の配備と毛布等を備蓄するとともに、停電対策として非常用電源の整備やコンセントを使わないライト、簡易間仕切りを配備するなど、備蓄の増強を図る必要がある。</p> <p>11. 食料・飲料水の備蓄について、妊婦や乳幼児、高齢者、アレルギーを持つ人に配慮し、県と連携し、さらに充実する必要がある。</p>	<p><b>重要業績指標(KPI)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 国土交通省による「防災道の駅」の認定 無 (R1) ⇒ 有 (R3)</li> <li>■ 中部縦貫自動車道大野油坂道路 大野IC～和泉IC(仮称)区間の開通 未開通 (R1) ⇒ 開通 (R4)</li> <li>■ 健全度Ⅰの橋梁数(緊急輸送道路)【橋】※ 1 (R1) ⇒ 3 (R7) ※全橋梁数は3橋</li> <li>■ 総合防災訓練の実施【回/年】 1 (R1) ⇒ 1 (R7)</li> <li>■ 基幹的施設である配水池の耐震化【箇所】 0 (R1) ⇒ 1 (R7)</li> </ul>
---	--

※ 大規模災害時に物資拠点から必要な時に、必要な場所へ、必要な量の支援物資を届けること

No.7 (2-2) 避難所の運営機能崩壊・長期にわたり避難所生活を強いられる事態	
脆弱性の評価	推進方針
<p>1. 災害時の避難所となる公民館について、老朽化が進んでいる施設や、バリアフリー化されていない施設があるため、大規模改修などの対応を検討する必要がある。</p> <p>2. 各小中学校の体育館について、安全な避難のための玄関へのスロープの設置や出入り口の扉の改修、洋式便器の設置などを行ってきたが、今後、高齢者や障がい者などの災害時に特に配慮を要する要配慮者が支障なく過ごせるよう、体育館の建替えや大規模改修時には多目的トイレを設置するなど、より一層のバリアフリー化を推進する必要がある。</p>	<p><b>①避難所の運営強化・環境改善</b></p> <p>ア 公民館や各小中学校の体育館について、要配慮者が支障なく過ごせるようバリアフリー化を検討する。</p> <p>イ 避難所の適切な運営を行うため、避難所運営マニュアルを活用した訓練を行うとともに、高齢者や障がい者、乳幼児等の避難者への支援や女性消防団員による避難者支援の検証を行うなど、適宜内容を見直し、実効性のあるマニュアルとする。</p> <p>ウ 地域防災力の強化を図るため、自主防災組織の活動の活性化に向けた支援を強化する。 【再掲1-1-キ】</p>

<p>3. 長期間の避難所生活を余儀なくされた際には、地域住民が中心となって避難所の適切な運営を行う必要がある。</p> <p>4. 自主防災組織について、研修会等を通じて知識や技術を発信することにより地域の防災リーダーの育成を図るとともに、組織を活性化する必要がある。</p> <p>5. 大規模災害時に通信システムの障害や通信規制により、携帯電話等の利用が困難になることが想定され、加えて、安否確認や被災状況の確認、緊急連絡も困難になるため、特設公衆電話等の設備を導入する必要がある。</p>	<p>エ 特設公衆電話の導入について、通信事業者と協議を行う。</p>
	<p><b>重要業績指標(KPI)</b></p> <p>■ 再掲：総合防災訓練の実施【回/年】 1 (R1) ⇒ 1 (R7)</p>

No.8 (2-3) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	
脆弱性の評価	推進方針
<p>1. 自然災害等による交通ネットワークの断絶が及ぼす地域の孤立を防ぐため、本市が管理する幹線道路の耐災害性の向上や、狭あい道路の改良を推進する必要がある。</p> <p>2. 孤立する恐れのある集落への輸送手段としてヘリコプターの利用や既設ヘリポートを有効に活用するとともに、関係機関と連携して緊急輸送時の体制を構築する必要がある。</p> <p>3. 孤立集落までの経路を速やかに啓開できる体制を構築する必要がある。</p> <p>4. 高齢者や障がい者などの災害時に特に配慮を要する要配慮者のうち、避難等に特に支援を要する避難行動要支援者について、迅速で円滑な支援が求められるため、地域における避難支援体制の構築と、対象者を掲載した名簿の作成・活用などの対策を促進する必要がある。【再掲1-5-5】</p> <p>5. 自主防災組織の結成促進と育成指導を図り、</p>	<p><b>①孤立集落までの経路啓開体制の構築</b></p> <p>ア 本市が管理する幹線道路の耐災害性の向上や、狭あい道路の改良を推進する。</p> <p>イ 孤立集落への輸送手段としてヘリコプターの利用や既設ヘリポートを有効に活用するとともに、関係機関と連携した緊急輸送時の体制を構築する。</p> <p>ウ 孤立集落での災害に備え、県防災ヘリコプターを活用して活動隊を現場投入する訓練を行うなど体制の構築を図るとともに、孤立集落への医療の投入に向けた県のドクターヘリの体制を促進する。</p> <p>エ 孤立集落までの経路を速やかに啓開できる体制を構築する。</p> <p><b>②地域防災力の強化</b></p> <p>オ 地域による避難行動要支援者に対する見守り活動などの取り組みを支援し、避難支援体制の構築を促進する。</p>



<p>自助・共助による地域防災の体制を構築する必要がある。</p> <p>【再掲1-5-6】</p>	<p>【再掲1-5-才】</p> <p>カ 地域防災力の強化を図るため、自主防災組織の活動の活性化に向けた支援を強化する。</p> <p>【再掲1-1-キ】</p>
	<p>重要業績指標(KPI)</p> <p>■ 再掲：健全度Ⅰの橋梁数(緊急輸送道路)【橋】 1 (R1) ⇒ 3 (R7)</p>

No.9 (2-4) 被災等による医療機能の麻痺や避難所等における疫病・感染症等の大規模発生	
脆弱性の評価	推進方針
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時に救護所を速やかに設置し、医療従事者による応急医療を行うため、協定を締結している(一社)大野市医師会等の関係機関や団体との連携を強化し、重軽傷者に対して迅速かつ適切な処置を行う必要がある。</li> <li>2. 県や(一社)大野市医師会等の関係機関や団体の協力を得て、患者の搬送体制を確保する必要がある。</li> <li>3. 医薬品等の供給を関係機関から円滑に受け取ることができる体制を整備する必要がある。</li> <li>4. 避難所において、保健師等による被災者の健康調査を迅速に実施できる体制を整備する必要がある。</li> <li>5. 避難所において、感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を推進する必要がある。</li> <li>6. 避難所で感染症等が発生することを前提として、簡易間仕切り等の資器材の配備と使用方法の周知を図るとともに、感染症等に対応する防護資器材などの備蓄に努める必要がある。</li> <li>7. 避難所において、汚水を直接公共下水道に</li> </ol>	<p>①医療支援体制の整備</p> <p>ア (一社)大野市医師会や県などの関係機関や団体との連携を強化し、災害時の速やかな応急医療や患者の搬送、健康調査、医薬品等の授受ができる体制を整備する。</p> <p>②疫病・感染症対策の強化</p> <p>イ 避難所における感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を推進する。</p> <p>ウ 避難所における感染症に備え、簡易間仕切り等の資器材の配備と使用方法の周知を図るとともに、感染症等に対応する防護資器材などの備蓄に努める。</p> <p>エ 災害発生時の下水機能不全に備え、避難所におけるマンホールトイレの整備や仮設トイレの確保を推進する。</p> <p>オ 避難所における消毒や害虫駆除が迅速に実施できるよう、県との防疫業務の協力体制を充実する。</p> <p>カ 大規模災害時における火葬体制の維持に努める。</p>

<p>流すことができ、衛生面において優れているマンホールトイレの整備や仮設トイレの確保を進める必要がある。</p> <p>8. 災害の発生状況に応じて県に対し感染症対策の支援要請を行うこととしているが、避難所における消毒や害虫駆除が迅速に実施できるよう防疫業務の協力体制について、より充実させる必要がある。</p> <p>9. 大規模災害時においても火葬業務を円滑に実施するため、埋火葬体制を維持・整備する必要がある。</p>	<p><b>重要業績指標(KPI)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 麻疹、風しんワクチンの予防接種率【%】 94 (R1) ⇒ 100 (R7)</li> <li>■ 再掲：総合防災訓練の実施【回/年】 1 (R1) ⇒ 1 (R7)</li> </ul>
---	---

### (3) 行政機能の確保

#### No.10 (3-1) 行政機関の職員・施設の被災による機能の大幅な低下

脆弱性の評価	推進方針
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大規模地震発生時においても業務継続を図るため、拠点施設の耐震化を速やかに推進する必要がある。</li> <li>2. 業務継続計画に基づき、平時から継続のための資源の確保と非常時優先業務の実施体制を構築しておくとともに、必要に応じ適宜内容を見直し、実効性のある計画にする必要がある。</li> <li>3. 緊急通報を受付する消防緊急通信システムや災害活動における情報伝達手段の消防救急デジタル無線等の被災時における業務を継続する体制を構築する必要がある。</li> <li>4. 大規模災害発生時、本市職員のみでの対応では業務の継続に支障を来す場合が想定されるため、非常時に応援を要請する自治体を、各業務分野について確保しておく必要がある。</li> <li>5. 大規模災害発生時に県内及び他県の応援隊</li> </ol>	<p><b>①行政の業務継続体制の整備</b></p> <p>ア 「大野市公共施設等総合管理計画」等に基づき、市有施設の耐震化と長寿命化を推進する。 【再掲1-1-イ】</p> <p>イ 業務継続計画について、平時から資源の確保と非常時優先業務の確認を行うとともに、必要に応じて内容を見直すなどし、実効性のある計画とする。</p> <p>ウ 被災時を想定し、仮通信指令室の設定及び緊急通報の迂回対応やシステム保守業者及び関係機関との連携体制を構築する。</p> <p><b>②応援・受援体制の整備</b></p> <p>エ 大規模災害発生時を想定し、他の自治体への速やかな応援要請ができるよう、職員の受入体制を構築する。</p> <p>オ 円滑な受援体制を構築するため、消防本部</p>

の受け入れ体制を構築するため、消防本部の受援計画の内容を適時見直し、実効性のある計画にする必要がある。	の受援計画の見直しを図り訓練等において実効性を検証する。
	重要業績指標(KPI)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>大野市受援計画の策定 無 (R1) ⇒ 有 (R3)</li> </ul>

#### (4) 情報通信機能・情報サービスの確保

No.11 (4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	
脆弱性の評価	推進方針
<ol style="list-style-type: none"> <li>市庁舎や消防庁舎等の災害対策拠点施設に3日間（約72時間分）の非常用電源を確保する必要がある。</li> <li>本市の業務継続のため、(協)大野石油センターとの協定により石油燃料の優先供給を受けることとなっているが、供給を受けるまでの期間の目安として、3日間（約72時間分）稼働可能な燃料を確保する必要がある。</li> <li>本市の業務継続のため、(一社)福井県LPガス協会奥越支部との協定によりガスの優先供給を受けることとなっているが、供給を受けるまでの期間の目安として、3日間（約72時間）稼働可能な燃料をストックする必要がある。</li> <li>防災行政無線については無停電時のバッテリーを整備完了しているが、今後は、長期停電時にも使用できる情報通信機器について検討・研究する必要がある。</li> <li>消防緊急通信システム等の停電時の電源確保のため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用自家発電設備などの非常用電源設備の適正な維持管理を図る必要がある。</li> </ol>	<p><b>①庁舎等の電力・燃料の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 市庁舎や消防庁舎等の災害対策拠点施設に、3日間（約72時間分）を目安として非常用電源、石油燃料、ガス燃料等を確保する。</li> <li>イ 長期停電時にも使用できる情報通信機器について検討・研究する。</li> <li>ウ 消防緊急通信システム等の非常用電源設備を計画的に整備更新し、設備の充実強化を図る。</li> <li>エ 和泉地区について、ケーブルテレビを適切に維持管理し、迅速かつ確実に情報を提供していくとともに、デジタル化が進む中、最適な情報伝達手段を検討する。 【再掲1-5-イ】</li> </ul>

6. 和泉地区においては、テレビやインターネットのほか、屋外放送など情報の多くを、本市が管理・運営するケーブルテレビネットワークに依存しているため、その代替となる伝達手段を検討する必要がある。加えて、ケーブルテレビを適切に維持管理し、迅速かつ確実に情報を提供していく必要がある。  
【再掲1-5-2】

## (5) 経済活動の維持

### No.12 (5-1) 人材・資源の不足等により企業等の社会経済活動が停滞する事態

脆弱性の評価	推進方針
<p>1. 災害時においても企業活動が停滞しないよう、大野商工会議所をはじめとした関係団体等と協力体制を構築するとともに、企業における業務継続計画の策定を促進する必要がある。</p> <p>2. 企業の事業継続に向けた取り組みを促進するため、平時から地域の具体的な被害予測などの様々な情報提供を行うとともに、災害時には総合相談窓口などの体制を構築する必要がある。</p>	<p><b>①企業等の業務継続体制の促進</b></p> <p>ア 関係団体等と連携し、企業の業務継続計画の策定を促進する。</p> <p>イ 災害時の企業の事業継続に向けて、平時から被害予測や防災に関する情報などを提供し人材育成を促進するとともに、災害時には総合相談窓口などの体制を構築する。</p>
	<p><b>重要業績指標(KPI)</b></p> <p>■ 業務継続計画セミナー参加延べ事業所数【数】 0 (R1) ⇒ 60 (R7)</p>

## (6) ライフライン(電気、上下水道、燃料、交通ネットワーク等)の確保

No.13 (6-1) 電力・燃料の長期間にわたる供給停止		
脆弱性の評価	推進方針	
<p>1. 災害発生時の電力の長期供給停止を防ぐ必要がある。</p> <p>2. 情報通信設備（NTT設備）に供給される商用電力が停電した場合、代替となる給電を確保する必要がある。</p> <p>3. 大規模災害発生時、ガソリンや灯油をはじめとした燃料の供給機能を早期に復旧する必要がある。</p> <p>4. 広域にわたる被害がある場合は、市単独では対応できないことが想定されるため、国・県と連携するとともに、関係団体などとの応援協定を確認し、協力体制を構築する必要がある。</p>	<p><b>①電力・燃料等の供給確保</b></p> <p>ア 災害発生時の電力の長期供給停止を防ぐため、電力供給施設の災害対応力強化を促進する。</p> <p>イ 情報通信設備（NTT設備）に供給される商用電力が停電した場合に備え、代替となる給電を確保する。</p> <p>ウ 軽油、ガソリン、灯油などの燃料について、円滑に供給できる体制を構築する。 【再掲1-2-コ】</p> <p>エ 電力や燃料の供給について、国・県との連携や応援協定を締結する関係団体との協力体制を確認・構築する。</p>	
	<p><b>重要業績指標(KPI)</b></p> <p>■ 関係団体(電力・燃料関連)との協定締結数 【団体】 2 (R1) ⇒ 3以上 (R7)</p>	

No.14 (6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止	
脆弱性の評価	推進方針
<p>1. 持続可能な水道事業を実現するため、最重要施設である南部配水場の耐震化を推進する必要がある。</p> <p>2. 大規模災害に備え、医療施設に至るまでの管路や、基幹管路として位置付けられている送水管・配水本管の耐震化を推進する必要がある。</p> <p>3. 大規模災害発生時に低下した水道供給機能</p>	<p><b>①水道施設の耐震化・供給体制の整備</b></p> <p>ア 南部配水場及び送水管・配水本館の耐震化を、計画的に推進する。</p> <p>イ 水道供給機能や下水道機能に関する業務継続計画の見直しを図るなどし、着実に業務が継続できる体制を整備する。</p> <p>ウ 上水道等の長期間にわたる供給停止を想定し、非常用発電機や代替供給ルートの整備、</p>

<p>や下水道機能を早期に復旧させるための業務継続計画を策定しているが、必要に応じて適宜見直しを行い、着実に業務が継続できる体制を整備する必要がある。</p> <p>4. 広域にわたる被害がある場合は、市単独では対応できないことが想定されるため、他自治体等との協力体制を構築する必要がある。</p>	<p>他自治体等との協力体制を構築する。</p> <p><b>重要業績指標(KPI)</b></p> <p>■ 基幹管路(送水管・配水管)の耐震化【%】 29 (R1) ⇒ 48 (R7)</p>
---	--

No.15 (6-3) 自然災害による地下水利用に関する障害の発生	
脆弱性の評価	推進方針
<p>1. 災害による停電時に各家庭の電動ポンプが作動せず、地下水のくみ上げが困難になることが想定されるため、平時から代替水源や非常災害用井戸などについて検討する必要がある。 【再掲2-1-8】</p> <p>2. 生活用水に地下水を使用する主に市街地においては、災害時に代替となる上水道の整備を推進し、加入を促進する必要がある。</p> <p>3. 災害による地下水の汚濁や濁水により、長期間にわたり地下水が使用できず、上水道も供給停止となることが想定されるため、広域的な応援体制を構築する必要がある。</p> <p>4. 気候変動に起因する本市の水循環への影響について調査を行うなどし、平時から起きうるリスクの把握に努める必要がある。</p>	<p><b>①地下水危機時の対策</b></p> <p>ア 地下水の危機時を想定し、平時から代替水源や非常災害用井戸などについて、多様な観点で検討する。 【再掲2-1-ク】</p> <p>イ 上水道の加入を促進するとともに、避難拠点となる施設への配水管の整備と、管路の耐震化を推進する。</p> <p>ウ 上水道等の長期間にわたる供給停止を想定し、非常用発電機や代替供給ルートの整備、他自治体等との協力体制を構築する。 【再掲6-2-ウ】</p> <p>エ 気候変動が与える水循環への影響について調査等を実施し、平時からリスクの把握に努める。</p>
	<p><b>重要業績指標(KPI)</b></p> <p>■ 上水道の加入率【%】 20 (R1) ⇒ 23 (R7)</p>



## No.16 (6-4) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

脆弱性の評価	推進方針
<p>1. 大規模地震発生時も汚水処理機能を維持するため、既設の下水道施設や農業集落排水処理施設の耐震診断を行い、施設の状態を踏まえ耐震化を推進するとともに、老朽化している施設の長寿命化を図る必要がある。</p> <p>2. 農業集落排水施設は標準耐用年数を超えた管路が増えてきているため、管内調査に基づき、緊急度の高い箇所から管路の耐震化と液状化対策を考慮した管路整備を推進する必要がある。</p> <p>3. 大規模災害発生時に低下した水道供給機能や下水道機能を早期に復旧させるための業務継続計画を策定しているが、必要に応じて適宜見直しを行い、着実に業務が継続できる体制を整備する必要がある。 【再掲6-2-3】</p>	<p><b>①下水道施設等の防災対策</b></p> <p>ア 下水道の整備を推進するとともに、農業集落排水施設を含め、管路の耐震化を図る。</p> <p>イ 水道供給機能や下水道機能に関する業務継続計画の見直しを図るなどし、着実に業務が継続できる体制を整備する。 【再掲6-2-イ】</p> <p>ウ 公共下水道及び農業集落排水整備区域外の汚水処理については、合併処理浄化槽の普及を促進するとともに、設置を支援する。</p> <p>エ 下水道施設について、関係団体等との災害時応援協定の締結を推進し、災害時の緊急対応の強化を図る。</p>
<p>4. 大規模災害発生時も汚水処理機能を維持するため、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進するとともに、浄化槽の設置・管理状況を把握するため、県との情報共有を充実する必要がある。</p> <p>5. 災害時における下水道施設の緊急対応を強化するため、関係団体等との災害時応援協定を積極的に締結する必要がある。</p>	<p><b>重要業績指標(KPI)</b></p> <p>■ 公共下水道の整備率【%】 (全体計画区域面積に対する整備済み面積) 73.1 (R1) ⇒ 98 (R7)</p> <p>■ 関係団体(下水道関連)との協定締結数 【団体】 0 (R1) ⇒ 4 (R7)</p>

## No.17 (6-5) 交通ネットワークの機能停止

脆弱性の評価	推進方針
<p>1. 大規模災害が発生しても公共交通ネットワークを確保するために、交通施設や施設周辺における地震や水害、土砂災害、雪害等への対策を推進する必要がある。</p> <p>2. 本市が管理する緊急輸送道路上の橋梁や緊急輸送道路沿道の建築物などの耐震化を推</p>	<p><b>①交通施設等の耐災害性の強化</b></p> <p>ア 大規模災害時に公共交通ネットワークを確保するため、交通施設等の災害対策の強化を図る。</p> <p>イ 本市が管理する緊急輸送道路上の橋梁や緊急輸送道路沿道の建築物などの耐震化を推</p>

進する必要がある。

【再掲2-1-6】

3. 倒木の恐れのある街路樹の対策や沿道建物の耐震化に加えて、電柱の占用制限や無電柱化の検討など、避難路の通行を妨げないための取り組みを推進する必要がある。

【再掲1-1-8】

4. 道路や橋等の社会インフラについて、長寿命化修繕計画等に基づき、点検・診断・補修補強を実施し、計画的に維持管理・更新する必要がある。

5. 安全な避難路や緊急車両の通行を確保するため、幹線道路等を整備するとともに、狭あい道路については、拡幅や改善整備を行う必要がある。

6. 国・県・市町などが参加する「福井県道路メンテナンス会議」において、橋梁等の耐震診断の結果などを情報共有し、連携を図る必要がある。

7. 災害時においても、市民や観光客などの移動手段を確保するため、交通事業者による業務継続計画の策定を促進する必要がある。

8. 鉄道不通時の代替機能を確保するため、代替輸送手段について関係機関との連携を推進する必要がある。

進する。

【再掲2-1-カ】

- ウ 街路樹の適正管理、本市が管理する幹線道路等における電柱の占用制限や無電柱化、既設電柱への転倒防止対策などを実施する。

- エ 避難路と緊急車両の通行を確保するため、道路・橋等を計画的に維持管理・更新するとともに、幹線道路等の整備促進に努める。

【再掲1-2-イ】

## ②交通事業者・関係機関等との連携強化

- オ 「福井県道路メンテナンス会議」において、情報共有と連携を図る。

- カ 関係団体等と連携し、企業の業務継続計画の策定を促進する。

【再掲5-1-ア】

- キ 公共交通（JR・バス）の運行を確保するため、事業者や県等との連携体制の強化を図る。

## 重要業績指標(KPI)

- 補修橋梁数(累計)【橋】※

15 (R1) ⇒ 59 (R7)

※全橋梁数は441橋

- 林道橋梁補修箇所数(累計)【橋】※

3 (R1) ⇒ 31 (R7)

※全橋梁数は131橋



(7) 制御不能な二次災害の防止

No.18 (7-1) 市街地での大規模火災の発生	
脆弱性の評価	推進方針
<p>1. 住宅用防火・防災機器等の設置・維持に関する広報や住宅防火診断等を実施し、市民の防火意識の高揚を図るとともに、市民が参加する火災対応訓練を行う必要がある。</p> <p>2. 大規模火災に対応するため、大規模事業所は近隣地区と災害時における協力体制を構築する必要がある。【再掲1-1-19】</p> <p>3. 地域防災の中核である消防団の充実強化を図るため、必要な人員を継続して確保するとともに装備や教育訓練の充実を図る必要がある。</p> <p>4. 大規模災害や特殊災害に備え、消防職員や消防団員の災害対応能力の向上を図る必要がある。 【再掲1-1-10】</p> <p>5. 市街地での大規模火災に対応するため、木造建物が密集する区域での消火活動体制を構築するとともに、木造密集地域警防計画の内容を適時見直し、実効性のある計画にする必要がある。</p> <p>6. 大規模地震や多様な災害に対応するため、消防車両や防火水槽などの消防施設・設備の整備を計画的に推進する必要がある。 【再掲1-1-20】</p>	<p><b>①地域防災力の強化</b></p> <p>ア 市民や事業所に対する防火意識の高揚を図るとともに、火災対応訓練等を実施する。</p> <p>イ 大規模事業所や医療福祉施設に対し、近隣地区と災害時における協力体制の構築を図る。 【再掲1-1-ソ】</p> <p>ウ 消防団の人員確保に努めるとともに、教育訓練や装備など活動環境の充実を図る。 【再掲1-1-工】</p> <p>エ 消防職員や消防団員の災害対応能力の向上を図るため、県消防学校等での教育訓練を推進する。 【再掲1-1-才】</p> <p><b>②防火体制の強化</b></p> <p>オ 円滑な消火活動体制を構築するため、木造密集地域警防計画の見直しを図り、訓練等においてその実効性を検証する。</p> <p>カ 大規模地震や多様な災害に対応するため、消防車両や資機材、確実な水源となる耐震性貯水槽を計画的に整備する。 【再掲1-1-夕】</p> <p><b>重要業績指標(KPI)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 再掲：消防団員の充足率【%】 96 (R1) ⇒ 100 (R4)</li> <li>■ 再掲：消防水利の充足率【%】 58.4 (R1) ⇒ 65 (R7)</li> </ul>

## No.19 (7-2) ダム、防災施設、ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生

脆弱性の評価	推進方針
<p>1. Jアラートについては、連携する情報伝達手段の多重化を推進し、住民に対し迅速かつ適切に災害情報を提供することにより、逃げ遅れの発生等を防止する必要がある。</p> <p>2. 地図情報や防災情報などの多様なデータを管理できる防災システムを構築し、活用する必要がある。</p> <p>3. ダムやため池、防災施設等の管理者は、平時から点検・診断を実施し施設機能の維持・充実を図るとともに、災害への耐性の強化に努める必要がある。</p> <p>4. 大規模地震対策やその後の降雨等による二次災害の防止対策として、多数の死者を発生させないための被災者救助施策や捜索関係施策を推進する必要がある。</p> <p>5. 発電施設などの電力供給システムを支える基幹設備について、自然災害等に対する耐性についての不断の評価と必要な対策を求める必要がある。</p> <p>6. ダムの計画規模を超える洪水に対しては、住民の避難行動等につながる情報を的確に提供するとともに、関係者が連携して、事前放流などの既設ダムを有効活用したハード対策とダム情報の充実などのソフト対策に、一体的に取り組む必要がある。</p> <p>7. 避難行動や災害の未然防止に繋げるダムの操作、その際に提供される防災情報などについて、ダム管理者だけでなく、河川管理者、地域住民、利水者等の関係者が相互に連携し、行動につながる対策を推進する必要がある。</p> <p>8. 災害対応機関等の災害対応力の向上と併せて、大規模災害時には公助の手が回らない</p>	<p><b>①住民等への情報伝達の強化</b></p> <p>ア 災害発生時に適切な情報を正確かつ迅速に伝えるため、情報伝達手段の充実を図る。 【再掲1-1-サ】</p> <p>イ 二次災害を防止する観点からも、地図情報や防災情報などの多様なデータが管理可能な防災システムの構築を図る。</p> <p><b>②ダム等の耐災害性・連携体制の強化</b></p> <p>ウ ダム、ため池、防災施設等の適正な管理や必要な整備等を行い、災害への耐性強化を図る。</p> <p>エ 多数の死者を発生させないため、救助救護訓練等の被災者救助や捜索関係施策を推進する。 【再掲1-3-キ】</p> <p>オ 発電施設などの電力供給システムを支える基幹設備について、災害への耐性強化を働き掛ける。</p> <p>カ ダムについて、計画規模を超える洪水も想定されるため、事前放流などの既設ダムを有効活用したハード対策とダム情報の提供などのソフト対策を促進する。</p> <p>キ ダムについて、災害の未然防止や避難行動に繋げるため、ダム管理者をはじめ河川管理者、地域住民等の関係者が相互に連携できる体制を構築する。</p> <p><b>③地域防災力の強化</b></p> <p>ク 地域防災力の強化を図るため、自主防災組織の活動の活性化に向けた支援を強化する。 【再掲1-1-キ】</p>

<p>ことも想定し、自主防災組織などの充実強化を促進していく必要がある。</p> <p>9. 学校や職場、地域の自主防災組織において、身を守る行動の取り方をはじめとした防災訓練や防災教育などを、継続的に実施する必要がある。</p>	<p><b>重要業績指標(KPI)</b></p> <p>■ 再掲：ハザードマップの世帯への周知率【%】 2 (R1) ⇒ 100 (R7)</p>
---	--

No.20 (7-3) 危険物等の大規模拡散・流出	
脆弱性の評価	推進方針
<p>1. 有害物質や危険物などを貯蔵する事業者を把握するため、関係機関と情報共有を充実する必要がある。</p> <p>2. アスベストなどの有害物質については、事前に有害物質の有無の把握に努めるとともに、建設リサイクル法に基づく解体工事の際の事前調査の義務付けや、建築基準法に基づく増改築の際などの除去の義務付けなどの関連法規の順守を徹底し、除却等の拡散防止を行う必要がある。</p> <p>3. 風水害等による河川氾濫や土砂災害により、有害物質や危険物などの河川等への大規模拡散や流出への対応を強化する必要がある。</p> <p>4. 有害物質や危険物などを貯蔵する事業者に対し、ハザードマップを活用して風水害時における有害物質や危険物などの使用停止等、危機管理意識の向上を図る必要がある。</p> <p>5. 有害物質や危険物などの漏えい等に備え、事業者に対して資器材の備蓄と初期対応訓練の実施を促進する必要がある。</p> <p>6. ガス等の漏えいについては、ガス漏れ警報器やマイコンメーターを整備し大規模拡散の低リスク化を図っているが、今後は、より迅速かつ適切な対応ができるよう二次災害防止対策を含めた初期対応訓練を充実させる必要がある。</p>	<p><b>①危険物等の漏えい対策の強化</b></p> <p>ア 有害物質や危険物などの漏えい等に備え、貯蔵事業者や施設からの緊急連絡（通報）体制を構築する。</p> <p>イ 平時からアスベストなどの有害物質の把握に努めるとともに、設置者に対し関連法規の順守と除却等を促進する。</p> <p>ウ 危険物等を取り扱う施設に対し立入検査を実施し、不備事項の改修と保安体制の強化を図る。</p> <p>エ 有害物質や危険物などを貯蔵する事業者に対し、ハザードマップを活用して風水害時における有害物質や危険物施設などの使用停止等、危機管理意識の向上を図る。</p> <p>オ 有害物質や危険物などの漏えい等に備え、事業者に対してオイルフェンスをはじめとした資器材の備蓄の強化と初期対応訓練の実施を促進する。</p> <p>カ ガス等の漏えいについて、二次災害防止対策を含めた初期対応訓練等を推進する。</p>
	<p><b>重要業績指標(KPI)</b></p> <p>■ 汚濁物質漏えい・有害物資発生に備えた対応訓練の実施【回/年】 無 (R1) ⇒ 1 (R7)</p>

## No.21 (7-4) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

脆弱性の評価	推進方針
<p>1. 農地などへの水害を未然に防ぐため、農業水利施設等の耐震化をはじめとした施設の整備と、危機的な渇水による被害を防ぐため、国・県・事業者等の関係者が連携して被害の軽減や渇水に備える取り組みを進める必要がある。</p> <p>2. 地域コミュニティの脆弱化により、地域の共同活動による農地の保全管理や地域の防災活動の低下が懸念されるため、地域の主体性や協働力を生かした農地や農業水利施設等の適切な保全管理を促すとともに、災害時には地域が自立的に防災・復旧活動が行われるよう促進していく必要がある。</p> <p>3. 地域資源を活用した都市と農村の交流等により地域コミュニティの維持・活性化を促進する必要がある。</p> <p>4. 国・県と連携し、山地災害が発生する危険性の高い箇所の把握や保安林の指定、治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策、流木捕捉式治山ダム等の流木災害への対策など、事前防災・減災に向けた山地災害対策の強化を図る必要がある。</p> <p>5. 森林の持つ多面的機能の発揮に向けて、条件不利地等を含む森林の間伐や主伐後の再造林をはじめとした森林整備の着実な実施を図り、施業コストを低減させるとともに、森林被害を防止するための鳥獣害対策を推進する必要がある。</p> <p>6. 森林の整備に当たっては、鳥獣害対策を推進した上で、地域に根差した植生の活用など、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する必要がある。</p> <p>7. 地域の活動組織による森林の保全管理活動等を支援し、森林境界の明確化や集約化を</p>	<p><b>①農地の保全・整備の推進</b></p> <p>ア 農業水利施設等の耐震化などの施設整備を推進するとともに、危機的な渇水に備え国・県・事業者等と相互に連携できる体制を構築する。</p> <p>イ 地域における主体的な農地等の保全管理と、災害時の自立的な防災・復旧活動が行われる体制の整備を促進する。</p> <p>ウ 都市と農村の交流等により地域コミュニティの維持・活性化を促進する。</p> <p><b>②森林の保全・整備の推進</b></p> <p>エ 国・県と連携し、事前防災・減災に向けた山地災害対策の強化を図る。</p> <p>オ 森林の持つ多面的機能を発揮するため、自然と共生した森林整備を実施するとともに、鳥獣害対策を推進する。</p> <p>カ 森林の保全管理活動等を支援するとともに、森林境界の明確化や集約化を図るための条件整備などを推進する。</p> <p>キ 地域の強靱化を進めるため、地方創生の取り組みや地域のコミュニティ力を高める取り組みなど、「自律・分散・協調」型国土形成に向けた方策を検討する。</p>
	<p><b>重要業績指標（KPI）</b></p> <p>■ 森林境界の明確化面積(測量済)【ha】 30 (R1) ⇒ 180 (R7)</p>

<p>図るための条件整備などを推進する必要がある。</p> <p>8. 地域の強靱化を進めるため、地方創生の取り組み、地域のコミュニティ力を高める取り組みなど、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策を検討し取り組んでいく必要がある。</p>	
---	--

## (8) 地域社会・経済が迅速に再建・回復

No.22 (8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	
脆弱性の評価	推進方針
<p>1. 災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行い、市民の生活環境の保全と速やかな復旧・復興を果たすため、災害廃棄物処理計画を策定する必要がある。</p> <p>2. 災害廃棄物処理計画の策定に当たっては、県の計画と整合性を図るとともに、収集運搬体制や仮置場の確保、仮設焼却炉の設置、他市町や団体との連携、市民への広報手段などについて盛り込む必要がある。</p>	<p><b>①災害廃棄物処理計画の策定</b></p> <p>ア 県の計画との整合性を図りながら、災害廃棄物処理計画を策定する。</p> <hr/> <p><b>重要業績指標(KPI)</b></p> <p>■ 災害廃棄物処理計画の策定 無 (R1) ⇒ 有 (R3)</p>

No.23 (8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	
脆弱性の評価	推進方針
<p>1. 災害時の道路啓開の応急対応を確保するため、市道の除雪協力企業などが加盟する(一社)大野建設業会と協力体制を構築するとともに、速やかな復旧・復興に不可欠な建設業の担い手の確保を図る必要がある。</p> <p>2. 災害時に市道啓開の妨げとなる街路樹について、倒木防止を図る必要がある。</p> <p>3. 災害時の迅速な復旧・復興と公共事業の円</p>	<p><b>①道路管理体制の強化</b></p> <p>ア 災害時における速やかな道路啓開、復旧・復興を行うため、建設業の担い手確保と育成を促進する。</p> <p>イ 指定緊急避難場所となる都市公園や避難路沿いの街路樹を適切に維持管理するとともに、電柱の占用制限や無電柱化などを検討する。</p> <p>【再掲1-1-ウ】</p>



<p>滑化を図るため、全国平均と比べて大きく進捗が遅れている地籍調査を推進する必要がある。</p> <p>4. 市道区域にも関わらず、登記上、民有地のままとされている地区について、境界を確定するとともに市道敷地となっている民有地の全体量を把握し、所有権の移転登記を推進する必要がある。</p>	<p><b>②地籍調査等の推進</b></p> <p>ウ 災害時の迅速な復旧・復興の観点からも、耕地や山林等の地籍調査や市道敷地となっている民有地の所有権移転登記を推進する。</p>
	<p><b>重要業績指標(KPI)</b></p>
	<p>■ 地籍調査等の進捗率【%】</p> <p>9.9 (R1) ⇒ 10.1 (R7)</p>

No.24 (8-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
脆弱性の評価	推進方針
<p>1. 地域住民自らが自助・共助による地域防災体制を構築するために、住民主体による自主防災組織の活動を促進する必要がある。</p> <p>2. 平時には地域の防犯意識を高める啓発活動を行い、災害時には自ら地域を守る防犯隊について、今後は、パトロールの回数を増やすなどし、地域を守る活動を強化するとともに、地域コミュニティの維持や活性化に向けて、機運の醸成を図る必要がある。</p> <p>3. 特に人口減少下における大規模災害時には、災害ボランティアの貢献や影響は大きいため、平時から災害ボランティアの受け入れやその活動が円滑に行われるよう、災害ボランティアに関係する取り組みを促進する必要がある。</p>	<p><b>①地域防災力の強化</b></p> <p>ア 地域防災力の強化を図るため、自主防災組織の活動の活性化に向けた支援を強化する。 【再掲1-1-キ】</p> <p>イ 地域を守る活動と地域コミュニティの維持・活性化を図るため、防犯隊の活動を支援する。</p> <p>ウ 災害ボランティアの受け入れや活動が円滑に行われるよう、平時から災害ボランティアに関する活動を促進する。</p>
	<p><b>重要業績指標(KPI)</b></p>
	<p>■ 再掲：自主防災組織の活動率【%】</p> <p>20 (R1) ⇒ 100 (R7)</p>

## 8 計画の推進体制・進捗管理・改訂

### (1) 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、全庁横断的な体制のもと、大野市総合計画をはじめとした各種計画とも連携を図りながら推進していく必要がある。

また、地域の強靱化に向けては、本市のみならず、国や県、近隣市町、関係団体や事業者、そして市民との連携・協力が不可欠であることから、平時から関係構築を進めて、効果的な施策の実施に努める。

### (2) 進捗管理

本計画を着実に推進するため、重要業績指標（KPI）や関連する事業の進捗状況について大野市総合計画とも連携を図りながら毎年度把握し、定期的なフォローアップを行う。

また、関連事業の進捗状況や取り組みの成果も踏まえ、市の予算化や国・県・関係機関などへ働き掛けを行うなど、計画の着実な実施に向けてPDCAサイクルを構築する。

### (3) 計画の改訂

本計画は、社会経済情勢の変化や、国・県などの国土強靱化に関する施策の状況等を考慮し、計画期間中であっても適宜改訂を検討する。

なお、本計画は、本市の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置付けられるものであるため、国土強靱化に係る他の計画については、各計画の改定時期等に合わせ、必要な検討を行い本計画との整合を図るものとする。





